

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

一 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第六項に定める事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額は、次に掲げるものとする。

1 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあつては、一億円）

2 事業参加者が行う出資の合計額 一億円（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を委託する特例事業者が二以上あり、かつ、それぞれの特例事業者につき事業参加者が行う出資の合計額が一億円を超えない場合にあつては、十億円）

二 不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者は、情報通信の技術を利用する方法により、不動産特定共同事業契約の成立前の書面等に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、申込者に対し、情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものによる承諾を得なければならないものとする。

三 小規模不動産特定共同事業を営もうとする者が満たさなければならない資本金又は出資の額は、いずれの小規模不動産特定共同事業の種別についても、千万円とすること。

四 その他所要の改正を行うものとする事。 (本則第一条関係)

第二 関係政令の一部改正

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする事。 (本則第二条から第八条まで関係)

第三 施行期日

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行するものとする事。 (附則第一項関係)